

## PTA 会長選出要項

- 1 PTA 広報紙を通して、会長立候補者（含 推薦立候補）の募集を行うと共に、当該年度の PTA 役員が会員の中から適任者を搜す。
- 2 上記によっても候補者がでない場合は以下による。
  - (1) シアトル日本商工会（春秋会）加盟企業の中から、補習校在籍園児・児童・生徒数の多い上位 10 社を 12 月末時点でリストアップする。  
なお、序列 10 位に該当する企業が複数ある場合は、10 社以上となっても同順の企業はすべて含める。  
但し、以下の企業は当該年度の上位 10 社の対象からは除外する。
    - (A) 過去 3 年以内に PTA 会長を選出した企業。なお、その年度の園児・児童・生徒が特別に多い企業にあっては、上記の 3 年間免除条項を園児・児童・生徒数に応じた応分の年数に変えることがある。
    - (B) その年度にシアトル日本商工会（春秋会）役員（会長、副会長、常任委員、部会長）を選出した企業。
  - (2) 上位 10 社の中から原則としてアルファベット順に会長候補者選出企業を決める。但し、互選にて選出できる場合はこの限りでない。
  - (3) 選出された企業の中より PTA 会長候補者を選任する。
- 3 会長候補者を PTA 委員会にはかり承認を得る。なお、候補者が複数現れたときは、PTA 委員会にて、投票により、出席委員の過半数以上の賛同を得た候補者を次期会長として選任する。
- 4 再任は妨げない。

(付則)

- ・本要項は 1991 年 11 月 12 日に開催された春秋会常任委員会で承認されたので、この日をもって本要項を施行する。
- ・本要項は、2003 年 4 月 1 より改正する。